

大津市地域包括支援センター運営協議会 議事概要

- 1 会議の名称 令和８年度第１回大津市地域包括支援センター運営協議会
- 2 開催日時 令和８年８月２７日（木）午後３時３０分から午後４時３０分まで
- 3 場 所 大津市役所 本館５階 互助会会議室
- 4 出席者 委員９名（１０名中）
川橋委員、平尾委員、奥村委員、片岡委員、酒井委員、仲野委員、米原委員、村田委員、太田委員
事務局５名
西本長寿福祉課長、大下長寿福祉課長補佐、藤田長寿福祉課長補佐、廣瀬長寿福祉課地域包括係長、田中長寿福祉課地域包括係主事
- 5 欠席者 １名（１０名中）
浜本委員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 事
 - （１）令和７年度大津市地域包括支援センターの相談実績について
 - （２）令和７年度大津市地域包括支援センターの評価について
 - （３）地域包括支援センターの委託状況について
 - （４）指定介護予防支援業務の一部委託について
- 8 議事概要
 - （１）令和７年度大津市地域包括支援センターの相談実績について
（事務局）
資料１により説明

（会長）
只今の事務局の説明に対して、何かご質問、ご意見はありませんか。

（会長）
４．総合相談実績の年次推移の（３）相談内容割合の年次推移で、成年後見・権利擁護の割合が２．５％となっておりますが、これは当初の相談であって、生活や健康の相談を通したら割合は多くなると考えられるのでしょうか。

（事務局）
虐待の中に経済的虐待であったり、生活の相談の中にお金の管理が入ってきておりますので、成年後見制度の利用、権利擁護侵害というところでのカウントになっており、数え方だと思います。

（会長）

市長後見は年々増えてきているのでしょうか。多い市町村だと50%ほどのところもありますので。

(事務局)

市長申し立ての件数は年々増えております。

(委員)

地域包括支援センターによって急激に相談件数が増えた理由について、堅田地域包括支援センターが増えているように、前年度に虐待の講習をしたなどの理由が何かあるのでしょうか。

(事務局)

虐待の早期発見、早期対応、早期連携について、3年間通して介護支援専門員向けに虐待と思ったらすぐに通報するよう伝えている中で、堅田地域包括支援センターは人口も多い部分がありますが、受理をしっかりとっており、研修の成果が出てきているというところで、今年度は介護支援専門員向けの研修も続けるとともに、内容は事業所向けに「とにかく通報」という部分をお知らせするように変更しております。

(委員)

新規相談の内、年齢層の割合を教えてくださいませんか。

(事務局)

今回は全体でまとめておりますので集計をし直して、次回の運営協議会でお示ししようと思います。

(2) 令和7年度大津市地域包括支援センターの評価について

(事務局)

資料2により説明

(会長)

只今の事務局の説明に対して、何かご質問、ご意見はありませんか。

(委員)

(1) 各地域包括支援センターごとの状況についてほとんど100%ですが、委託の小松地域包括支援センター、比叡第二地域包括支援センターが低くなっている要因は何かあるのでしょうか。より良くするためには、原因が分からないと改善できないと思いますので、可能であれば該当の包括へ実施状況について確認していただき、今後に活かしていただくことが大事だと思います。

(事務局)

確認いたします。ありがとうございます。

(3) 地域包括支援センターの委託状況について

(事務局)

資料3-1、3-2により説明

(会長)

只今の説明に対して、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員)

偶然だと思いますが、先程の議題で数値の低かった二事業所であり、公募されるにあたって、現在委託している事業所については引き続き手を挙げられる可能性があると思いますが、他に手が挙がらなかった時の審査方法についてどのように考えておられるのでしょうか。

(事務局)

5年周期で長期継続契約をしており、偶然同じ時期に契約満了するところでもあります。プロポーザル方式で一社しか手が挙がらなかった場合におきましても、審査させていただき、ある一定の基準を満たしているのであれば、その事業所をお願いするかと思います。

(委員)

審査員は、この状況をご存知の方がされるのでしょうか。恐らく、事業所が説明されて審査員の質疑応答があると思いますが、他の事業所に比べて数値が低いため、その理由について教えていただきたいです。

(事務局)

先程ご指摘いただきましたので、数値が低い理由について確認し、共有させていただこうと思います。

(委員)

青山地域包括支援センター委託の際も、2、3回ほどプロポーザルをされていたかと思いますが、令和4年10月に開所された時は、滋賀県の最低賃金が957円で、今回10月で1,136円に上がると考えると、人件費だけで120%に上がってしまっています。青山地域包括支援センターが3回公募を行っても応募がなかった現状を考えると、人手不足が顕著なところで、予算に見合っていないと安定して運営ができないと思いますし、前回のゴールドプランの中にも地域包括支援センターが担う役割は非常に重要で、地域包括支援センターの充実という部分も多く書かれておりますので、トータルとして安定して運営しやすいよう、予算面や環境面においてゴールドプランの11期、12期でご検討をお願いしたいです。

また、資料3-1裏面の1の志賀ブロック、6の南部ブロックについては、大津市の南北で利用者宅へ訪問するにあたり時間がかかる場所であると思います。資料1にありますように、相談方法の中で来所が15%となっており、特に志賀ブロックは縦長で距離がある中で、地域包括支援センターの職員の担い手が少ないというところと、15%の住民さんを拾うことも分かっていますが、運営という部分で考えると、現在は志賀ブロックの(1)と(2)のエリアについて、三職種とプランナー4名の内、1名が電話当番や来所対応で残り、他3名は外出するところ、8名チームで1名は残り、他7名が自由に動けると、動ける仕事の幅が違ってくるのではないかと思います。大津市は縦長細く、田舎の部分と中央部の人口が多い部分で運用を見直してみてもいいのではないのでしょうか。

(事務局)

包括のプロポーザルにつきまして、比叡第二地域包括支援センター、青山地域包括支援センターはそれぞれ3回ずつ行い、なかなか手が挙がらなかった経過がございます。なぜ手が挙が

らないのかにつきましては、その時々で事業所へヒアリングに寄せていただくことや、他の事業所で手が挙がらないか対応してまいりましたが、一番に仰るのは専門職の確保が難しいということと、運営状況につきましては私共も運営状況について把握をさせていただいているところですので、そのあたりも見ながら委託の金額については検討していきます。

エリアにつきましては、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを配置することとなっており、先程、ご審議いただきましたゴールドプランの中で、日常生活圏域をどう大津市として設定するのかということを記載し、それに基づき地域包括支援センターを配置するというところで、今のところ大津市15圏域とさせていただいております。

前半部分でもお答えいたしました、この先、人口が減少してきた場合は集約化もあるとみておりますが、小松や和邇エリアにおきましては高齢者人口がまだ増える地区でして、なかなかその部分で身近な相談窓口としている地域包括支援センターを一箇所に集約してスタッフを寄せることについて、現時点では考えにくいと思います。しかし、この先の人口推移や、国より専門職種の確保が難しい場合には、総合相談の部分のみを別の所に委託することも可能としておりますので、その場合は委託先が必ずしも三職種とは限らないため、そういった相談体制を取るのが良いのかについては審議会も含めて、皆様のご意見もいただきながら慎重に判断すべきところと考えております。

(委員)

集い等でよく地域包括支援センターの話が出てきておりまして、委託と直営を訪問されていると思いますが、こういった雰囲気なののでしょうか。集いに来られる方から「どうなの？」とよく聞かれますので、優しく接して対応されておられるのでしょうか。

(事務局)

時々のメンバーによりまして、多少感じが異なることもあるかもしれませんが、基本そういったことがないように研修等を通じて対応させていただいております。

(委員)

土日は完全休みで夕方は17時までだと思いますが、土日や17時を回ってから連絡が取りたいケースがありまして、この先、土日開所されることはあるのでしょうか。

(事務局)

今のところは契約書上、9時から17時までの平日とさせていただいております。

(事務局)

緊急事態の時には、大津市役所の代表に電話をいただきましたら対応させていただきますが、そこから委託につきまして土日は余程のことがない限り連絡は難しいかと思います。どうしてもという場合は、守衛室から連絡を受けて当課で対応させていただきますが、すぐに連絡を取ることが難しく、少々お時間頂戴するかと思います。

(委員)

委託されている所の経営母体につきまして、例えば瀬田第二地域包括支援センターですと華頂会が経営し、そこから給料をいただいているということでしょうか。

(事務局)

当課から委託料をお支払いし、委託料の中から人件費や車代、電話代等をみていただいております。

りますので、当課からの委託料が原資となっております。

(委員)

地域包括支援センターの評価が100点満点付いていない所については、行政として考えないといけないのではないのでしょうか。

(事務局)

こちらが自己評価となっております。

(委員)

評価の仕方も変わったところもあり、地域ケア会議の部分につきまして県内どの地域包括支援センターも数値が低くなっておりますので、評価の仕方が問題なのか、何らかの問題があるのかにつきまして、事務局としては少し注意をして聞取りや訪問をしていただければと思います。

(会長)

その他、特に意見等ございませんか。

無いようですので、本件はこの運営協議会の承認が必要ですのでおはかりいたします。

事務局より説明のありました、地域包括支援センターの委託状況についてご承認いただけますか。

それでは本件については承認することといたします。

(4) 指定介護予防支援業務の一部委託について

(事務局)

資料4-1、4-2により説明

(会長)

只今の説明に対して、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員)

前回6月分科会の資料に、居宅介護支援事業所において予防の指定が半分以上できていないとありましたが、現在の委託状況はどの地域包括支援センターにおいても困ることなくいけているのでしょうか。

資料4-2より、137事業所ありますが、実際には倍くらいの事業所があるのでしょうか。

(事務局)

その部分につきましては詳しく調べておりませんので、確認が取れておりません。

(委員)

事業所の半分が予防の指定を受けておられないとなると、指定を受けてもらえるように促すためには、必要なのは金額面ではないかと思ひまして、ケアマネジャーも利用者も助かるのではないかと思います。

(会長)

その他、特に意見等ございませんか。

無いようですので、本件はこの運営協議会の承認が必要ですのでおはかりいたします。

事務局より説明のありました、指定介護予防支援業務の一部委託についてご承認いただけますか。

それでは本件については承認することといたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。その他、特に意見等ございませんか。

無いようですので、以上で本日の地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

委員の皆様には、議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。